

感染症にかかった際の提出書類と登園再開の目安

保育園では、感染所症の集団感染や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、感染症にかかった場合には書類の提出をお願いしております。また、厚生労働省こども家庭庁の感染症のガイドラインに基づき登園の目安を定めており、以下のようになっておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 治癒証明書（病院の書式、医師記入）が必要な感染症

感染症名	登園再開の目安
麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱後3日以経過していること
風疹	発疹が消失していること
水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ、全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の主症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること

2. 感染症確認書（園の書式、保護者記入）が必要な感染症

（医師の診察を受け、保育園での集団生活が可能かを必ず確認してください）

感染症名	登園再開の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 （りんご病）	全身状態が良いこと
ウィルス性胃腸炎 （ノロウィルス ロタウィル等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウィルス 感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 （とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部分が覆える程度のものであること
伝染性軟属腫 （水いぼ）	掻き壊し傷から滲出液が出ている時に覆える程度のものであること
新型 コロナウィルス 感染症	発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過していること

★これらは、こども家庭庁『保育所における感染症対策ガイドライン』に定められている『特に注意すべき感染症』の一部です。詳しくはガイドラインにてご確認ください。